



手続き・申請

## 就学援助制度をご存知ですか

問 教育委員会教育指導課 ☎ 58・2111

経済的な理由で就学困難な家庭に援助する制度です

市では、小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学が困

難な方に対し、学校で必要な費用の一部を援助しています。希望する方は、学校または教育指導課にご相談ください。

- ▼対象者Ⅱ市税に滞納がなく、次の①～③にあてはまる方など
- ①児童扶養手当を受給中の方
- ②市・県民税が非課税である世帯の方

③世帯全員の所得合計額が基準

以下の方(表参照)

▼援助の内容Ⅱ学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費

※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▼申請方法Ⅱ制度のご案内と申請書類は各学校で配布しています。必要書類に記入・押印の上、お子さんの在学する学校へ提出してください。

## (参考) 平成30年度認定基準表

世帯構成	所得基準 (持ち家あり)	所得基準額 (持ち家なし)
小学生、母	165万円	238万円
小学生2人、父、母	280万円	350万円
小学生、父、母、祖母	267万円	338万円

※世帯の構成人数や年齢などにより基準は異なるので、表はあくまでも目安の金額です。



お知らせ

## 複式学級解消に関する計画を策定

問 教育委員会適正配置推進室 ☎ 58・2111

教育委員会では、子どもたちにとつてより良い教育環境の整備・充実のために、適正配置計画の再検討に取り組んでいます。このたび、「(仮称)つくば

みらい市義務教育施設適正配置再検討計画の一部計画(既に複式学級が発生している学校に関する計画)を策定しました。



お知らせ

## 指定金融機関が交替になります

問 伊奈庁舎会計課 ☎ 58・2111

市では、市の公金収納および支払業務を取り扱うための、指定金融機関を定めています。

この指定金融機関は、常陽銀行と筑波銀行が2年交替で行っており、4月1日(月)から常陽銀行が業務を担当します。

なお、市民の皆さんに納めていただく市税や使用料などの取

り扱いについては、これまでと変わりありません。

※指定金融機関は、市役所両庁舎内に派出所を設けています。

派出所では、市の公金の収納を行います。県や国の公金などは取り扱っていませんのでご注意ください。



手続き・申請

## NPO法人の窓口が県から市に

問 伊奈庁舎地域推進課 ☎ 58・2111

特定非営利活動法人(NPO

法人)設立の認証業務をはじめとした各種の手続きは、これまで茨城県が窓口となっていました。この4月からはその業務を市で行うことになりました(権限移譲)。

今後は、本市に事務所を置くNPO法人の事務の取扱い窓口が変更となりますので、ご注意ください

▼権限移譲の時期Ⅱ4月1日(月)

- 権限移譲される主な業務
- 法人設立認証の申請
- 定款変更の認証
- 役員変更の届出
- 事業報告書などの提出
- 設立認証の取消 など
- ▼権限委譲後の窓口Ⅱ地域推進課(伊奈庁舎3階)



手続き・申請

## 【年金受給】氏名変更時は届け出を

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58・2111

### 年金受給者の皆さんへ

年金を受給している方が、結婚などにより氏名を変更した時は、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」が送付されます。このお知らせが届いたら、変更後の氏名が載った年金証書への交換や年金振込先金融機関の口座名義の変更など、必要な手続きを行ってください。

年金に関わるこれまでの手続きの中で、マイナンバーを記載するなど、日本年金機構でマイナンバーが収録(登録)されている方は、住民基本台帳の情報

を基に年金受給者の方の氏名変更が行われますので、届出は原則不要となります。

日本年金機構でマイナンバーが未収録となっている方や、海外居住などでマイナンバーが指定されていない方は、氏名変更届の届け出が必要です。

日本年金機構のマイナンバー収録状況は、「ねんきんネット」から確認することができます。詳しくは土浦年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
土浦年金事務所 ☎ 029・825・1170